

首都圏中央連絡自動車道 谷田川高架橋(下部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 24-2-3 捨土掘削 24-2-5 構造物掘削	作業内容に記載の「新石下ストックヤードへの運搬」について、新石下ストックヤードへの土砂の運搬後、新石下ストックヤードにおいて運搬土砂の敷均しおよび締固めは不要と考えてよろしいでしょうか？	そのとおりお考えください。
2	特記仕様書P21 24-2-4 盛土工 盛土工 A 特記仕様書P34 ①土木工事積算基準 第7編 土工	盛土工Aにおける本線上部路床部の購入材は埋戻し用砂、土砂A相当と考えてよろしいでしょうか？	土木工事共通仕様書2-7-2に示すとおりです。
3	特記仕様書P25 24-2-5 構造物掘削 構造物掘削 特殊部A(AD2)	鋼矢板・H鋼の種別及び長さにおいて、「環境対策:なし」の記載があります。摘要欄には「油圧式杭圧入引抜機」と記載されており、「環境対策:なし」の場合、電動パイプロハンマになりますが、油圧式杭圧入引抜機と考えてよろしいでしょうか？	特記仕様書に示すとおり、「油圧式杭圧入引抜機」とお考えください。
4	全般	建設機械等損料(一般社団法人・日本建設機械化協会)の適用年は令和4年度と考えてよろしいでしょうか？	積算に関する質問については、お答えできません。
5	特記仕様書P27 24-2-6 構造物裏込め工	購入材は埋戻し用砂と考えてよろしいでしょうか。	土木工事共通仕様書2-8-7に示すとおりです。